

## 労働基準法の改正に関する意見書（案）

長時間・過密労働や、生体リズムを狂わせる夜勤交替制労働が広がり、心身の健康を損なう人、さらに命まで落とす人があとを絶ちません。過労死・過労自殺の件数は、労働災害補償を申請した人だけでも毎年 500 人近くに及びますが、それも氷山の一角です。

過労による心身への影響は重大事故も引き起こし、その被害は、本人や家族だけでなく、利用者や居合わせた人にも及びます。健康を無視した働き方・働かせ方を法律で規制し、1日8時間、週40時間以内の労働で、まともに暮らせる社会を実現することは、すべての人にとって、待ったなしの課題です。

政府も「働き方改革」の筆頭に長時間労働の是正をあげています。ところが、内閣が提出した「労働基準法『改正』法案」には、残業時間の上限規制や勤務間のインターバル規制はなく、「残業代ゼロで働かせ放題」を合法にする「高度プロフェッショナル制」や、不払い残業の温床となる「裁量労働制」の拡大が盛り込まれています。このような過労死を増やし、「女性の活躍推進」に逆行する法案は、ただちに撤回し、実効ある規制をおこなうことこそが求められています。

本市議会は、市民が健康で人間らしく働ける社会の実現をめざし、国会及び政府に対して下記の事項を強く求めます。

### 記

1. 「労働時間規制の適用除外の拡大」（高度プロフェッショナル制度）や「裁量労働制の対象拡大・手続き緩和」を盛り込んだ、内閣提出の労働基準法「改正」法案は廃案にすること。
2. 労働基準法の改正にあたっては、以下の規制強化をはかること。
  - ① 時間外労働の上限として当面「限度基準」を法定化し、36協定の特別条項は廃止すること。
  - ② 勤務の終了と開始の間に11時間以上の間隔をおく「勤務間インターバル制度」を導入すること。
  - ③ 夜勤交替制労働は社会に必要不可欠な事業に限り認め、法定労働時間を日勤労働者より短くすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2016年 月 日  
摂津市議会

（日本共産党提出）